

令和5年度

業務年報

人事院東北事務局

はじめに

人事院は、公務の民主的かつ能率的な運営を国民に保障するという国家公務員法の基本理念の下、人事行政の公正の確保と職員の利益の保護等を使命としています。

人事院東北事務局は、全国に9箇所ある地方事務局（所）の一つとして東北6県（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）を管轄区域とし、国家公務員採用試験、各府省地方機関の研修、勤務条件に関する各種調査、任用・給与・服務・勤務時間・休暇などに関する指導、職員団体との会見等の業務を行っています。

この業務年報は、当事務局が令和5年度に実施した業務の概況を取りまとめたものです。人事関係業務の参考としていただければ幸いに存じます。

当事務局業務の運営につきまして、関係各位の御理解と御協力に改めて感謝いたしますとともに、今後とも一層の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年4月

人事院東北事務局長

篠田 賢治

目 次

人事院東北事務局の管轄区域の概況	1
東北事務局のこの1年の主な動き	2
I 任 用	
1 採用試験等の実施	3
2 人材確保	5
3 任用状況調査	7
4 任用制度の運用	9
II 研 修	
1 研修実施概況	11
2 地方機関職員研修連絡会議	13
III 給 与	
1 給与勧告制度	15
2 給与制度説明会	16
3 給与簿監査	16
IV 生涯設計	
1 生涯設計セミナー	17
V 勤務時間、健康安全、災害補償	
1 民間企業の勤務条件制度等調査	18
2 勤務時間・休暇制度等運用状況調査	18
3 健康安全	18
4 ハラスメント防止対策	20
5 災害補償実施状況監査	21

VI	服務、倫理	
1	服務制度等説明会	22
2	公務員倫理制度説明会	22
VII	職員団体	
1	職員団体の登録	23
2	職員団体との会見	23
3	職員団体制度説明会	23
VIII	公平審査	
1	公平審査	24
2	苦情相談	25
IX	各界との意見交換等	
1	公務員問題懇話会	26
2	管区長懇談会	26
3	企業経営者等との意見交換	27
4	各府省管区機関等からの要望等	27
5	東北地区人事担当課長会議	27
	参考資料	29
	【参考資料 1】 国家公務員採用試験申込者数の推移	
	【参考資料 2】 令和 5 年度国家公務員採用試験実施結果	
	【参考資料 3】 人事院の機構図	
	【参考資料 4】 東北事務局の組織及び事務分掌	

人事院東北事務局の管轄区域の概況



【管轄区域】

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の6県

【管轄区域の面積】

約66,948 km²（対全国比17.7%）※1

【管轄区域の人口】

約832万人（対全国比6.7%）※2

※1 令和5年全国都道府県市区町村別面積調（令5.10.1現在）

※2 総務省統計局「人口推計」（令5.10.1現在）

管轄区域内の一般職国家公務員在職者数（令5.1.15現在）

職員の区分	管内 (人)	全国 (人)	全国比 (%)
(1) 給与法職員	17,753	275,561	6.4
(2) 任期付職員	209	2,152	9.7
(3) 任期付研究員	0	197	0.0
(4) 検察官	135	2,828	4.8
合計	18,097	280,738	6.4
(5) 行政執行法人職員	—	7,017	—

（令和4年度における一般職の国家公務員の任用状況調査）

注）行政執行法人職員については全国集計のみ

- ・管轄区域内の府省別在職者数は給与法職員及び任期付職員の計
- ・臨時的任用の職員、常勤労務者及び非常勤職員は含まれない

- (1) 「給与法職員」とは、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける職員をいう。ただし、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第3条の規定により採用された職員は含まれない。
- (2) 「任期付職員」とは、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の適用を受ける職員をいう。
- (3) 「任期付研究員」とは、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律」の適用を受ける職員をいう。
- (4) 「検察官」とは、「検察官の俸給等に関する法律」の適用を受ける職員をいう。
- (5) 「行政執行法人職員」とは、「独立行政法人通則法」第2条第4項に規定する行政執行法人に属する職員をいう。

管轄区域内の府省別在職者数

府省名	在職者 (人)	割合 (%)
人事院	16	0.1
内閣府	501	2.8
復興庁	65	0.4
総務省	183	1.0
法務省	3,609	20.1
財務省	3,680	20.5
厚生労働省	2,303	12.8
農林水産省	2,230	12.4
経済産業省	219	1.2
国土交通省	4,639	25.8
環境省	517	2.9
計	17,962	100.0

注）府省名に係る在職者数には、外局等に所属する職員を含む。

東北事務局のこの1年の主な動き

		総務課（総務・職員企画・研修）	第一課（給与・公平勤務）	第二課（任用・試験）
第1 四半期	4月	13～14 新採用職員研修 21 人事担当課長会議	24～ 職種別民間給与実態調査 6/16	3/1～20 総合職(院卒・大卒)、一般職(大卒)受付 9 総合職(院卒・大卒)1次試験日 21 総合職(院卒・大卒)1次合格発表日
	5月	24～26 女性職員キャリアアップ研修		2 本府省合同業務説明会（総合職） 7 総合職(院卒・大卒)2次試験(筆記) 18～19 総合職(大卒)2次試験(人物)
	6月	13～16 中堅係員研修① 28 公務員問題懇話会 管区長懇談会	28～30 給与実務担当者説明会 (諸手当・支給関係①)	2 任用担当官会議 8 総合職(院卒・大卒)最終合格発表日 11 一般職(大卒)1次試験日 19～28 一般職(高卒)等受付
第2 四半期	7月	3～5 課長補佐級研修	6～31 安全対策講習会	5 一般職(大卒)1次合格発表日 6 官庁合同業務説明会(一般職(大卒)) 12～25 一般職(大卒)2次試験(人物) 19～28 中途採用者(氷河期)選考受付 28～ 総合職(教養区分)受付 8/21
	8月	2 マネジメント能力向上研修	8 人事院勧告等説明会 23～25 給与実務担当者説明会 (諸手当・支給関係②)	15 一般職(大卒)最終合格発表日
	9月	5～8 係長級研修①	14～15 給与実務担当者説明会(俸給関係)	3 一般職(高卒)等1次試験日
第3 四半期	10月	3～6 中堅係員研修②	1～ 民間企業の勤務条件制度等調査 11/30	1 総合職(教養区分)第1次試験日 5 一般職(高卒)等1次合格発表日 11～20 一般職(高卒)2次試験(人物) 18 総合職(教養区分)1次合格発表日 29 中途採用者(氷河期)選考1次選考
	11月	14～16 課長級研修(女性職員登用推進セミナー含む)	28 苦情相談及びハラスメント防止に関する管区機関等連絡会議 28 苦情・ハラスメント相談員セミナー 30 改正給与法等説明会	14 一般職(高卒)等最終合格発表日 23 公務研究セミナー 27 中途採用者(氷河期)選考1次通過者発表日 29 任用実務担当者研修会
	12月	5～8 係長級研修②	13 生涯設計セミナー40	13 総合職(教養区分)最終合格発表日 14 大学懇談会 25 中途採用者(氷河期)選考合格発表日
第4 四半期	1月	16～19 JST基本コース指導者養成課程	25～26 生涯設計セミナー50 ①	
	2月	7 メンター養成研修	15～16 生涯設計セミナー50 ②	5～26 総合職(院卒・大卒)受付 19 国家公務員各府省合同業務セミナー 20～29 東北OPENゼミ 22～ 一般職(大卒)受付 3/25
	3月	5 地方機関職員研修連絡会議	4 手当制度説明会	17 総合職(院卒・大卒)第1次試験

I 任 用

職員の任用は、成績主義に基づき、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証により行うものとされている。職員の採用は、公開平等の競争試験によることを基本とし、採用後の昇任、転任などについても、この成績主義の原則に基づき、公正に実施し、人事評価の結果を任免に活用することとされている。また、公務能率の維持及び公務の適正な運営の確保の観点から、職員が一定の事由に該当する場合には、その意に反して免職、降任、休職等の処分を行うことができることとされている。

当事務局では、このような基本原則に基づき、国家公務員採用試験の実施、採用候補者名簿の作成・管理、任用状況調査の実施、任用に関する調査等を行うとともに、これらを通じて任用業務についての助言及び各機関からの意見聴取を行っている。

1 採用試験等の実施

人事院では、令和5年度に、大学（大学院）卒業程度以上の試験として総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）、一般職試験（大卒程度試験）など11種類12回、高校卒業程度の試験として一般職試験（高卒者試験）、専門職試験（税務職員）など10種類11回、経験者採用試験9種類9回、延べ30種類32回の採用試験のほか、中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を実施した。

このうち、東北管内では、専門職試験（食品衛生監視員）及び経験者採用試験を除く20種類22回の採用試験のほか、中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を実施した。

なお、春の総合職試験（院卒者試験・大卒程度試験）については、令和5年度から試験日程を段階的に前倒しし、令和5年度の第1次試験は令和5年4月9日に、令和6年度と同試験は令和6年3月17日に実施した。また、秋に実施する総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」については、令和5年度から第1次試験地を拡充し、これまでの札幌市、東京都、大阪市及び福岡市に加え、仙台市、名古屋市、広島市、高松市及び那覇市においても実施した。

(1) 採用試験の申込者及び最終合格者

全試験の東北管内における申込者数は6,264人で令和4年度に比べ258人（4.0%）の減少であった。このうち、大学（大学院）卒業程度以上の試験は4,337人で108人（2.6%）の増加、高校卒業程度の試験は1,927人で366人（16.0%）の減少であった。

また、全試験の東北管内における最終合格者数は1,708人で令和4年度に比べ39人（2.2%）の減少であった。このうち、大学（大学院）卒業程度以上の試験は1,113人で42人（3.6%）の減少、高校卒業程度の試験は595人で3人（0.5%）の増加であった。

試験別の申込者数と最終合格者数の状況については、次頁の表1-1のとおりである。（参考資料1及び参考資料2参照）

女性の申込者数と最終合格者数については、全試験の東北管内における申込者数は2,440人で令和4年度と比べ45人（1.9%）の増加であり、管内の申込者数に占める女性の割合は39.0%で令和4年度と比べ2.3ポイントの増加であった。また、最終合格者数は652人で令和4年度と比べ11人（1.7%）の増加であり、管内の最終合格者数に占める女性の割合は38.2%で令和4年度と比べ1.5ポイントの増加であった。

表 1 - 1 東北管内における採用試験別申込者数及び最終合格者数

試験の程度	試験の種類		2023年度(A)		2022年度(B)		(A)-(B)	
			申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数	申込者数	最終合格者数
大学卒業(大学院)程度	総合職試験	院卒者試験	91	39	111	41	△ 20	△ 2
		大卒程度試験(教養区分を除く。)	875	70	837	67	38	3
		大卒程度試験(教養区分)	106	13	-	-	-	-
	一般職試験	大卒程度試験*	1,952	742	1,922	746	30	△ 4
	専門職試験	皇宮護衛官(大卒程度試験)	22	1	33	2	△ 11	△ 1
		法務省専門職員(人間科学)	150	45	132	55	18	△ 10
		財務専門官	213	34	193	47	20	△ 13
		国税専門官	633	117	688	150	△ 55	△ 33
		労働基準監督官	261	45	281	44	△ 20	1
		航空管制官	16	3	20	3	△ 4	0
	海上保安官	18	4	12	0	6	4	
	小計	4,337	1,113	4,229	1,155	108	△ 42	
高等学校卒業程度	一般職試験	高卒者試験*	1,005	310	1,056	317	△ 51	△ 7
		社会人試験(係員級)*	4	0	5	0	△ 1	0
	専門職試験	税務職員*	301	90	475	110	△ 174	△ 20
		皇宮護衛官(高卒程度試験)	10	0	16	0	△ 6	0
		刑務官*	165	75	180	68	△ 15	7
		入国警備官	45	12	57	9	△ 12	3
		航空保安大学校学生	8	6	12	6	△ 4	0
		海上保安学校学生(特別)	236	52	337	48	△ 101	4
		海上保安学校学生	124	38	117	30	7	8
	海上保安大学校学生	19	8	21	4	△ 2	4	
	気象大学校学生	10	4	17	0	△ 7	4	
	小計	1,927	595	2,293	592	△ 366	3	
	合計	6,264	1,708	6,522	1,747	△ 258	△ 39	

(注) 「試験の種類」欄の*印の付いた試験における人数については、東北地域での採用を希望する者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む。)の数と、全国での採用である技術系及び農学系の区分において東北管内で受験を申し込んだ者の数の和である。

(2) 中途採用者選考試験(就職氷河期世代)の申込者及び合格者

いわゆる「就職氷河期世代」の支援の一環として、国家公務員の中途採用について政府を挙げて取り組むものとされ、その実現のため、統一的な選考試験として、令和2年度から始まり4回目となる中途採用者選考試験(就職氷河期世代)を実施した。第1次選考試験については全国9都市で実施し、全国における申込者数は6,039人で、そのうち東北区分における申込者数は313人であった。第2次選考は、各採用予定機関で採用面接等が行われ、全国における合格者は165人で、そのうち東北区分における合格者は12人であった。

第1次選考日	申込者数	第1次選考通過者数	合格者数
5.10.29	313人	77人	12人

(3) 本府省合同業務説明会(総合職試験第1次試験合格者対象)

総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)の第1次試験合格者に対し、各府省を官庁訪問するに当たって、各府省の業務を理解し、志望府省選定の参考となる情報を提供するため、各府省担当者による業務説明会を実施した。

実施日	参加者数	説明府省数	会場
5.5.2	116人	28府省庁	フォレスト仙台

(4) 官庁合同業務説明会（一般職試験（大卒程度試験）第1次試験合格者対象）

一般職試験（大卒程度試験）の第1次試験合格者に対し、各機関の担当者から業務内容や求める人材、仕事のやりがいなどの説明を行い、また、第1次試験合格者からの採用等に関する質問・相談にも対応するため、業務説明会を実施した。参加者数は576人で、「行政東北」区分の第1次試験合格者及び第1次試験を東北管内で受験した技術系区分の第1次試験合格者の合計1,053人の54.7%に相当する人数であった。

実施日	参加者数	説明機関数	会場
5.7.6	576人	41機関	仙台国際センター展示棟

2 人材確保

多様で有為な人材を公務に誘致するため、各府省との連携・協力の下、各種業務説明会を実施するとともに、大学生を対象とした国家公務員ガイダンスなどを実施した。

(1) 広報活動

人事院は、人事院が試験機関として実施する令和5年度の採用試験全体の施行計画について、前年度の2月1日に官報公告を行い、併せて新聞等の報道機関やインターネットなどを通じて公表した。

当事務局においても、東北管内の大学、短期大学、高等学校、税務署及び各県労働局などに試験の概要やポスター等の募集資料の掲示・配布を依頼するとともに、管内の各地方自治体の広報誌に採用試験日程等の掲載を依頼するなどして周知を図った。

(2) 啓発活動

(ア) 大学生を対象とした国家公務員ガイダンス等

参加者の所属大学を限定しない国家公務員ガイダンスを2回実施するとともに、大学生協事業連合東北地区が主催する一般職国家公務員合同業務説明会に参加した。また、東北管内の主な大学が実施する公務員ガイダンスに参加した。これらのガイダンスにおいて、大学1年生・2年生等を含む学生に対し、公務の魅力や各採用試験の内容、申込・合格状況及び採用に至るまでのポイントなどについて説明を行ったほか、一部ガイダンスにおいては大学OBの職員から体験談等を語ってもらった。

実施大学等	参加者数
国家公務員WEB説明会 (当事務局主催。複数の大学の学生が参加)	計153人
一般職国家公務員合同業務説明会 (大学生協事業連合東北地区主催。 複数の大学の学生が参加)	128人

弘前大学、福島大学(2回)、東北大学	計85人
--------------------	------

(イ) 公務研究セミナー

公務に関心のある学生等を主な対象とし、本府省の人事担当者等が業務内容、直面する政策課題、仕事のやりがいなどを説明することにより、学生の就業意識や職業観の育成を図り、公務に関心を持ってもらうことを目的として実施した。

実施日	参加者数	参加府省数	会場
5.11.23	193人	30府省庁	フォレスト仙台

(ウ) 国家公務員各府省合同業務セミナー

国家公務員を志望する学生等を対象とし、午前は本府省等の、午後は東北管内の機関の採用担当者等がそれぞれの業務内容のやりがいなどについて情報提供を行い、学生等からの採用等に関する質問・相談にも対応するための説明会を実施した。

実施日	参加者数	参加府省数	会場
6.2.19	292人	AM: 24府省庁 PM: 29機関	仙台国際センター展示棟

(エ) 東北OPENゼミ

公務に関心を持つ学生等を対象とし、東北管内各機関での職場見学や若手職員との懇談などを通じ、公務への理解と関心を高めてもらうことを目的として、対面方式・オンライン方式併用により実施した。

実施日	参加者数	参加機関数
6.2.20～6.2.29	延べ776人	55機関

啓発活動での説明風景

(公務研究セミナー)



(国家公務員各府省合同業務セミナー)



(4) 大学懇談会

国家公務員採用試験に関する様々な情報を提供するとともに、大学生の就職動向や公務員試験の在り方などについて意見交換をするため、東北管内主要大学の就職担当課長等との懇談会をオンライン方式により実施した。

実施日	参加大学
5.12.14	弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、東北学院大学

(5) 官庁ガイドの作成

公務職場の魅力を受験対象者に分かりやすく伝えるため、主に東北管内に所在する国の機関の業務内容や当該機関で働く職員を紹介したパンフレット（官庁ガイド）を作成し、各大学等に学生・生徒の閲覧用として送付するとともに、啓発活動における各種イベント等で配布した。



2024年度版

3 任用状況調査

一般職の国家公務員の任用の実態を把握するため、毎年、各機関の協力を得て、任用状況調査を実施している。この調査結果によると、図1-1のとおり令和5年1月15日現在、東北管内の給与法適用職員は17,753人（前年比118人減少）であり、そのうち女性職員数は3,622人（20.4%）で前年度に比べ123人増加した。

なお、給与法適用職員のうち行政職（一）の在職者（10,486人）に占める女性職員数は、2,103人（20.1%）で令和4年度と比べ1.3ポイント増加した。（図1-2参照）

図 1 - 1 東北管内給与法適用職員俸給表別在職者数(令 5.1.15 現在)

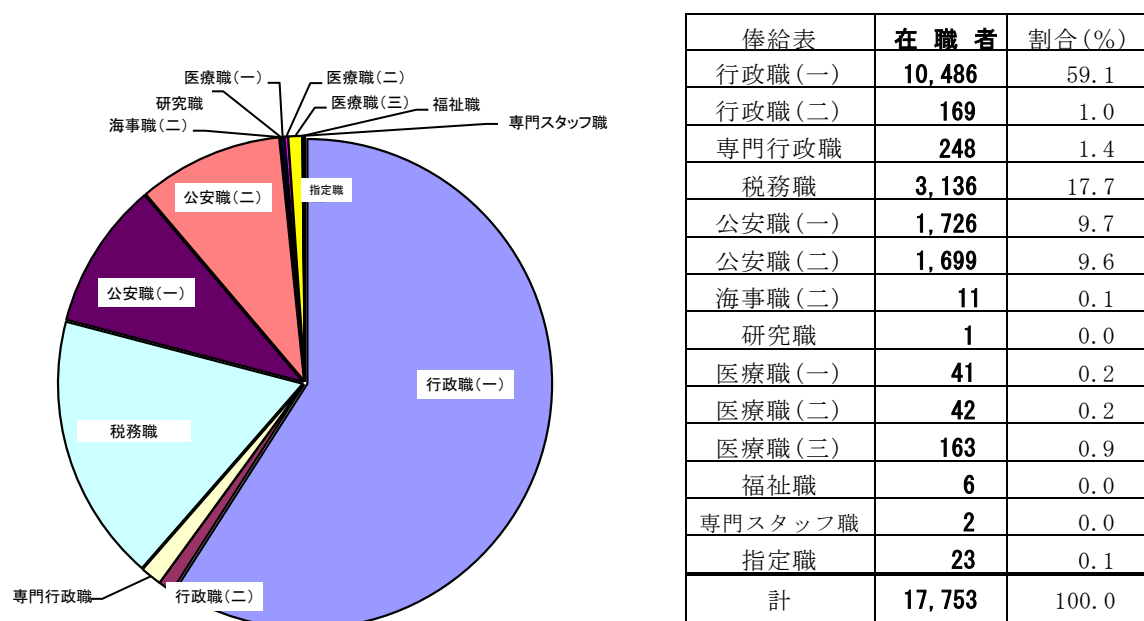
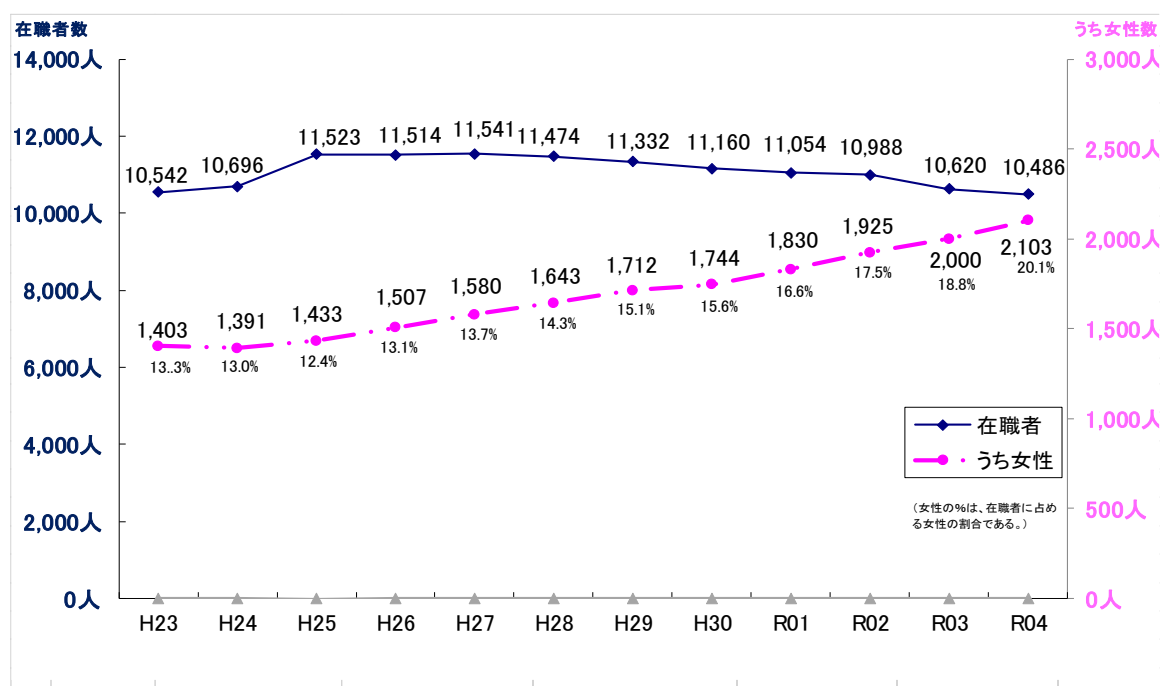


図 1 - 2 東北管内年度別在職状況 (行政職(一))



4 任用制度の運用

(1) 任用に関する調査

任用関係法規の運用状況を調査し、必要に応じて指導・助言を行い、制度の適正な運用を確保するとともに、併せて、各府省等における職員の任免、分限、国際機関等への派遣等の実態を調査し、これらに関する現行諸制度についての意見等を聴取することによって、今後の任用制度及び運用の改善に資することを目的として、東北管内の5機関を対象として「任用に関する調査」を実施した。

その結果、全体的におおむね良好に処理されていると認められたものの、適当でないと思われる事例のあった一部の機関に対し、適切な措置を講じるよう指導・助言を行った。

(2) 任用担当官会議

東北管内の各機関の任用担当者に対して、一般職試験（大卒程度試験）や一般職試験（高卒者試験）の採用等の状況、採用手続に関する留意事項及び人材確保活動の実施計画等を周知するとともに、任用に関する諸問題についての意見交換を行う会議を実施した。

実施日	参加者数	参加機関	会場
5.6.2	39人	31機関	仙台第2合同庁舎

(3) 任用実務担当者研修会

任用実務に携わる東北管内各機関の職員を対象とし、任用制度及び分限制度の理解を深め、これら制度の関係業務の適正な運用に資することを目的とした研修会を、オンライン方式により実施した。

実施日	参加者数	参加機関
5.11.29	66人	48機関

(4) 採用候補者名簿からの採用状況

令和5年度に実施した東北管内の各地域試験（採用試験のうち地域ごとに行われている試験）の合格者を記載した「東北地域採用候補者名簿」からの採用状況等は、表1-2のとおりとなっている。

表 1 - 2 令和 5 年度東北地域採用候補者名簿

採用候補者名簿		名簿作成日	名簿 記載者数	採用・ 内定者数	辞退・無 応答者数	採用 希望者数	採用時期 延期者数
一般職 (大卒)	行政	5. 8. 15	人 594(247)	人 238(110)	人 327(130)	人 21(3)	人 8(4)
一般職 (高卒)	事務	5. 11. 14	190(95)	81(38)	106(57)	3(0)	
	技術		90(22)	38(10)	52(12)	0(0)	
	計		280(117)	119(48)	158(69)	3(0)	
税 務	税 務	5. 11. 14	90(43)	47(23)	43(20)	0(0)	
刑務官	刑務(A)	5. 11. 21	37(0)	31(0)	6(0)	0(0)	
	刑務(B)		14(14)	7(7)	7(7)	0(0)	
	刑務(A)社会人		6(0)	6(0)	0(0)	0(0)	
	刑務(B)社会人		1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	
	刑務(A)武道		13(0)	12(0)	1(0)	0(0)	
	刑務(B)武道		4(4)	4(4)	0(0)	0(0)	

- (注) 1 表中の各数値は、令和 6 年 3 月 31 日現在のものである。
 2 採用・内定者数には、試験に合格したことにより、配置換等の任用行為がなされた者を含む。
 3 () 内は、女性で内数である。

Ⅱ 研 修

人事院は、職員の職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させるとともに、国民全体の奉仕者としての使命の自覚及び多角的な視点等を有する職員を育成し、併せて政府職員としての一体感を培うこと等を目的として、各種の研修の実施に努めている。

当事務局においては、東北管内の各府省の地方機関に勤務する職員を対象として、役職段階別研修、テーマ別研修、指導者養成研修等を実施している。

令和5年度の研修は、計10コース（12回）実施し、受講者は延べ538名であった。

（実施結果などの詳細は14ページの「令和5年度東北地区研修実施結果」を参照。）

1 研修実施概況

(1) 役職段階別研修

研修員の自己啓発、相互啓発を促すため、研修員の積極的な参加を前提とした討議方式のカリキュラムを中心に、①はオンライン方式、②～⑤は対面方式で実施した。なお、課長補佐級研修は隔年開催のため、令和4年度は実施していない。

① 新採用職員研修

国民全体の奉仕者としての自覚を促し、国家公務員制度の基礎的知識を付与することを目的として実施した。

② 中堅係員研修

一定の職務経験を積んだ中堅係員に対し、「中堅係員に求められる役割」、「メンタルヘルス」及び「コミュニケーション」、また、人権問題に関する科目として「障害当事者の体験談」等のカリキュラムを実施し、職場での自分の立場と役割について考える機会とした。

③ 係長級研修

自府省の課題についてプレゼンテーションした後、その内容について自らが討議を進める「業務課題研究」、「部下の育成（コーチング）」、「ファシリテーション」等のカリキュラムを実施した。部下の自発的な行動を促し、職場環境を向上させるために、係長級職員としてどのようにすべきかを考える機会とした。

④ 課長補佐級研修

管理監督者として必要な知識、能力の一つとして考えられる「コミュニケーション」、「マネジメント」等をテーマとして実施した。内容にグループ討議を多く取り入れ、課長補佐級職員が多くの意見交換を行うことにより更に研修効果を向上させるようなカリキュラムとした。

⑤ 課長級研修

「リスクマネジメント」、「アンガーマネジメント」等のカリキュラムを実施した。組織内外に対して適切に対応すること、自身の感情をコントロールし、部下に対して的確なリーダーシップやマネジメント能力を発揮することが期待される課長級職員に対し、管理職としての在るべき姿を考える機会とした。

役職段階別研修実施風景

(討議風景：課長級研修)



(演習風景：中堅係員研修)



(2) テーマ別研修

公務における人材育成のため、必要な知識及び能力の向上を図り、テーマごとに次に掲げる研修を実施した。①及び②は対面方式、③はオンライン方式により実施した。

① 女性職員キャリアアップ研修

女性職員の登用拡大を促進するため、係長級の女性職員に対し、マネジメント能力開発・伸長の機会を付与するとともに、所属府省を超えた人的ネットワークの形成、相互啓発を図ることを目的として実施した。

② 女性職員登用推進セミナー

課長級職員を対象として、各府省において女性職員の登用を阻害する要因を見直し、女性登用のための環境を整備するため、各職場における人事管理や人材育成の責任を有する管理職員の意識啓発を図ることを目的とし、「第33回東北地区課長級研修（民官交流研修）」と併せて実施した。

③ メンター養成研修

メンター（仕事上での行動や考え方について基本・手本となる人）に必要な基本的な知識、意識、コミュニケーションスキルを習得させ、併せてメンターの風土を職場内に醸成させることを目的として実施した。

テーマ別研修実施風景

(討議風景：女性職員キャリアアップ研修)



(3) 指導者養成研修

次の指導者養成研修を実施するとともに、地方公共団体等が実施する J K E T について、各団体等からの申請に基づき指導者としての認定事務を行った。

- J S T 基本コース（仕事と人のマネジメント研修）指導者養成課程
仕事の管理や部下の指導等に関する原則を組織的、体系的に理解させるとともに、J S T 基本コースの指導者として必要な知識・技法を修得させることを目的として、引き続き、対面方式で実施した。

(4) その他の研修

- マネジメント能力向上研修
係長級職員を対象として、職場の第一線のリーダーとして必要となるマネジメント能力について、振り返る機会を付与するとともに、基礎的な知識の習得及び実践的な能力の向上を図ることを目的に令和5年度から新設し、オンライン方式で実施した。

2 地方機関職員研修連絡会議

当該年度に当事務局が実施した研修の報告及び翌年度の研修計画の策定に向け、各機関の研修担当者と意見交換を行うことを目的とした会議について、前年度に引き続き、オンライン方式で実施した。

令和5年度 東北地区研修 実施結果

人事院東北事務局

研修の名称	実施時期	実施方法	予定人員	参加人員	目 的	対 象 者 等
令和5年度東北地区 新採用職員研修	令和5年4月13日 ～4月14日 (2日間)	オンライン	90名程度	106名	新たに採用された者に対し、国民全体の奉仕者としての国家公務員の使命と心構えを自覚させるとともに、業務遂行上必要となる知識、技能、態度を養成し、併せて政府職員としての一体感を培う。	行政機構表(一)1級の官職(これに相当すると認められる官職を含む。)に採用された者 【一般職国家公務員のみ対象】
第76回東北地区 中堅係員研修	令和5年6月13日 ～6月16日 (4日間)	対面	40名程度	49名	職務の遂行に必要な知識、技能、態度及び広範な行政的視野並びに社会的識見を付与し、地方機関における行政運営の中核となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培う。	Ⅲ種試験又は一般職試験(高卒者試験)(同等試験を含む。)採用者にあつては採用後8年以上、Ⅱ種試験又は一般職試験(大卒程度)(同等試験を含む。)採用者にあつては採用後3年以上の経験を有する係員 その他その者の免許資格、経験等からみて上記と同等と認められる者
第77回東北地区 中堅係員研修	令和5年10月3日 ～10月6日 (4日間)	対面	40名程度	49名	同 上	同 上
第68回東北地区 係長級研修	令和5年9月5日 ～9月8日 (4日間)	対面	36名	41名	職務の遂行に必要な幅広い知識、教養及び広範な行政的視野、管理能力並びに社会的識見を付与し、将来、地方機関における中堅幹部となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培う。	地方機関の係長又はこれと同等と認められる者
第69回東北地区 係長級研修	令和5年12月5日 ～12月8日 (4日間)	対面	36名	39名	同 上	同 上
第14回東北地区 課長補佐級研修	令和5年7月3日 ～7月5日 (3日間)	対面	40名程度	38名	管理者としての職務の遂行に必要な広範な行政的識見を更に深めさせ、管理監督能力を一層充実させることにより、地方機関における幹部となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培う。	管区機関の課長補佐又はこれと同等と認められる者
第33回東北地区 課長級研修 (民官交流研修)	令和5年11月14日 ～11月16日 (3日間)	対面	40名程度 (民20名、 官等20名)	35名 (うち民間企業 10名)	管理者としての職務の遂行に必要な広範な行政的識見を更に深めさせ、高度の管理能力を一層充実させることにより、地方機関における上級幹部となるべき公務員を育成するとともに、政府職員としての一体感を培う。 また、民間企業の管理者との交流を通じて、幅広い考え方を身につけ、相互啓発・相互理解を図る。	管区機関の課長又はこれと同等と認められる者
第11回東北地区 女性職員登用推進セミナー	令和5年11月14日 (1日間)	対面	40名程度 (民20名、 官等20名)	36名 (うち民間企業 11名)	女性職員登用推進のための環境整備の一環として、各省庁において女性職員の登用を阻害する要因を見直し、女性職員登用のための環境を整備するため、各職場の人事管理・人材育成の責任を有する管理職員の意識啓発を図る。	管区機関等の課長級以上の管理職員 ※第33回東北地区課長級研修と併せて実施
第10回東北地区 女性職員キャリアアップ研修	令和5年5月24日 ～5月26日 (3日間)	対面	40名程度	50名	女性職員の登用を促進するため、女性職員間の相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会を付与するとともに、マネジメント能力開発の機会や人的ネットワークの形成の機会を付与等を図る。	地方機関の女性職員のうち、原則として係長級の職員
第16回東北地区 メンター養成研修	令和6年2月7日 (1日間)	オンライン	40名程度	50名	メンター(仕事上での行動や考え方について基本・手本となる人)に必要な基本的な知識、意識、コミュニケーションスキルを習得させ、併せてメンターの風土を職場内に醸成させる。	メンタープログラムのメンターになることが予定されている者又は気づきや成長を促し、自立的行動を促進させるコミュニケーションスキルの向上によりメンターの風土の醸成を担う者
第75回東北地区 JST基本コース (仕事と人のマネジメント研修) 指導者養成課程	令和6年1月16日 ～1月19日 (4日間)	対面	18名	16名	仕事の管理や部下の指導などに関する原則を組織的、体系的に理解させるとともに実践的能力を付与する。また、JST基本コースの指導者として必要な知識・技法を修得させる。	係長級以上の職員又は5年以上の職歴を有する職員で、かつ、受講後、JST基本コースの指導にあたる事が予定されている者
第1回東北地区 マネジメント能力向上研修	令和5年8月2日 (1日間)	オンライン	40名程度	50名	職場の第一線のリーダーとして必要となるマネジメント能力について、振り返る機会を付与するとともに、マネジメントに係る基礎的な知識の修得及び実践的な能力の向上を図る。	地方機関の係長又はこれと同等と認められる者

Ⅲ 給 与

人事院は、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として、国会及び内閣に対し職員の給与についての報告及び給与の改定に関する勧告を行っている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払いの監理等を行っている。

当事務局においては、公務員給与及び民間給与の実態等の調査を実施するとともに、給与制度の適正な運用を図るため、管内各機関を対象に各種説明会及び給与簿監査を実施し、併せて日常の質疑照会等に対する回答を通じ、給与実務の指導等を行っている。

1 給与勧告制度

人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有している。

毎年、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務と民間の4月分の給与を精確に把握し、単純な平均値の比較ではなく、主な給与決定要素である職種、役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行い、国家公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

また、特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年8月から当年7月までの1年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに国家公務員の特別給（期末手当、勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

(1) 職種別民間給与実態調査

適正な公務員給与を決定するための基礎資料を得ることを目的として、全国約11,900事業所を対象として調査を行った。

管内における調査対象事業所について、各県及び仙台市の人事委員会と共同で調査を実施した。当事務局においては、62事業所を担当した。

(2) 人事院勧告等説明会

人事院は、令和5年8月7日に国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。

勧告では、令和4年に引き続き月例給及び特別給の引上げを行うこととした。

当事務局では、この報告及び勧告について、その趣旨及び内容の周知を図るため、職員団体に対して説明会を実施した。

実施日	参加者数	会 場
5. 8. 8	職員団体 8団体 8名	仙台第2合同庁舎

(3) 改正給与法等説明会

令和5年11月17日、第212回国会（臨時国会）において「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正給与法」という。）が成立し、同年11月24日に公布された。

改正給与法及び人事院規則等について、その改正内容の周知を図るため、管内各機関を対象とした説明会をオンライン方式により実施した。

2 給与制度説明会

(1) 給与実務担当者説明会

給与制度全般についての理解を深め、給与実務の円滑な遂行及び適正な運用を確保することを目的として、同制度の実務担当者のうち原則として実務経験が1年未満の者を対象に、実務に必要な制度全般について講義を行うとともに、基本的な事例の検討を行う説明会をオンライン方式により実施した。

実施内容	実施日	参加者数	
諸手当、給与の支給関係	5.6.28～6.30	75機関	108名
	5.8.23～8.25	90機関	126名
俸給決定関係	5.9.14～9.15	86機関	130名

(2) 手当制度説明会

各機関の給与簿監査等で多く見受けられた手当の認定や給与の支給等の誤り事例について周知し、誤りを減少させることを目的として、管内各機関で手当の認定等を担当する職員を対象に、制度の考え方や誤りを防ぐポイント等に関する説明会をオンライン方式により実施した。

実施日	参加者数
6.3.4	71機関 115名

3 給与簿監査

給与簿監査は、国家公務員法第69条の規定に基づき、職員の給与が法律、人事院規則等に適合して支給されることを確保する目的で実施し、不当事項等を発見したときには、その是正の指示その他必要な指導を行っている。

令和5年度の監査は、52機関を対象として、①俸給の決定関係、②諸手当の認定関係、③給与の支給関係の各項目について実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

IV 生涯設計

人事院では、本格的な高齢社会の進展に対応し、再任用制度の円滑な実施、職員の退職後の生涯設計に必要な情報の提供等の施策を進めており、当事務局においては、管内各機関の職員を対象として再任用制度や公的年金制度などに関する情報の提供等を行っている。

1 生涯設計セミナー

(1) 生涯設計セミナー40

職業キャリア、家庭経済及び健康管理に関する知識等を付与し、今後の職業生活及び個人生活の両面における疑問や不安の解消を図り、やりがいを持って職務に精励できる環境を整備することを目的として、職業生活及び人生の折返し点となる40歳台の職員を対象としたセミナーを実施した。

実施日	参加者数	会場
5.12.13	20機関 26名	仙台第2合同庁舎

(2) 生涯設計セミナー50

再任用制度や公的年金制度などの知識や情報を付与するなど生涯設計を考える機会を提供することにより、職員の定年退職後の生活の疑問や不安の解消を図り、職務に専念させることを目的として、定年退職を控えた50歳台の職員を対象としたセミナーを実施した。

実施日	参加者数	会場
6.1.25～1.26	21機関 27名	仙台第2合同庁舎
6.2.15～2.16	18機関 19名	

生涯設計セミナー50実施風景

(班別討議風景)



(特別講演風景)



V 勤務時間、健康安全、災害補償

職員の勤務時間・休暇等は職員の基本的な勤務条件であり、国家公務員法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律により具体的事項が定められている。

また、職員の健康の保持増進及び職場の安全確保のほか、仕事と家庭の両立支援など職員の福祉の向上を図る観点から、健康安全、育児休業及び災害補償等についての基準を定めるとともに、各機関の指導・調整を実施している。

当事務局においては、これらの諸制度の周知徹底と適正な運用を図るため、各種研修会等の開催及び調査・監査を実施し、併せて日常の質疑応答等に対する回答を通じ、必要な指導等を行っている。

1 民間企業の勤務条件制度等調査

民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、災害補償法定外給付及び退職管理等の諸制度に関する調査を、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的として実施している。

当該調査は、オンライン調査システムを利用した回答を可能とした上で、約7,500社のうち約400社について人事院職員による訪問及び電話等での調査を行い、約7,100社については郵送による調査を行った。職員による調査のうち、当事務局では管内23社を担当した。

2 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

勤務時間・休暇制度等運用状況調査は、勤務時間・休暇制度等の遵守状況を確認し、必要に応じて指導を行うとともに、各機関から意見を聴取し、今後の勤務時間・休暇制度等に係る施策の検討に活用することを目的として実施している。

令和5年度の調査は、5機関を対象として、勤務時間の割振り、超過勤務、休暇、育児休業等の各項目について実施し、そのうち超過勤務の調査においては、在庁時間の記録と超過勤務等命令簿との突合調査を行った。

調査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

3 健康安全

(1) 健康安全管理状況監査

健康安全管理状況監査は、国家公務員法第71条第2項及び人事院規則10-4第2条に基づき、各機関における職員の保健及び安全保持に関する実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときは、その是正の指示その他必要な指導等を行うことにより、職員の保健及び安全保持が法令に適合して行われることを確保することを目的として実施している。

令和5年度の監査は、5機関を対象として健康安全管理体制の整備状況、健康安全管

理基準、放射線障害防止基準、女子・年少職員の健康安全管理基準及び船員の健康安全管理基準等の各項目について実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の確保を図るため、必要な指導を行った。

(2) 安全対策講習会

各機関の安全管理者、安全管理担当者等を対象に、国家公務員安全週間に合わせ、安全に関する情報を提供することにより、各機関における安全管理に関する意識の向上と安全管理体制を充実させることを目的とする講習会をあらかじめ録画された講演動画を配信する方式により実施した。

実施日	参加者数
5.7.6～7.31	109機関 205名

(3) 健康安全管理担当者研修会

各機関の健康・安全管理者及び健康・安全管理担当者を対象に、健康・安全管理に関する基礎知識の付与及び関係法令の周知徹底を図り、もって各機関の職員の健康・安全管理体制の保全を図ることを目的とする研修会を受講者が音声付きパワーポイント教材を受講する方式により実施した。

実施日	参加者数
5.9.1～10.13	51機関 299名

(4) こころの健康相談室

東北管内に勤務する一般職の国家公務員やその家族、各機関の健康管理者、健康管理担当者、管理監督者等を対象に、「こころの健康相談室」を開設し、専門の相談医が心の健康に関する幅広い相談に対応し、助言等を行っている。令和5年度は延べ4件の相談があった。

(5) こころの健康にかかる職場復帰相談室

精神及び行動の障害による長期病休者の職場復帰、再発予防等に関し、専門的立場から助言、指導を得ることができるよう、人事院において精神科等の医師を確保し、各機関がその医師を健康管理医として委嘱することにより、各機関の心の健康づくり施策の推進に資するものとして、「こころの健康にかかる職場復帰相談室」を設け、相談に対応している。令和5年度は延べ2件の相談があった。

4 ハラスメント防止対策

(1) ハラスメント防止に関する管区機関等連絡会議

ハラスメントの防止及び排除並びに被害者救済などに関し、各機関担当者の認識を深め、公務におけるハラスメントの防止に関する施策の充実を図ることを目的として、管区機関、府県単位機関及び出先機関等の防止対策を担当する課長を対象とした会議をオンライン方式により実施した。

同会議では、令和4年度におけるハラスメントの相談を含む苦情相談の概要及び苦情相談の今後の取組等についての説明を行うとともに、意見交換の場を設けた。

実施日	参加者数
5.11.28	19機関 19名

(2) ハラスメント相談員セミナー

ハラスメントの相談員の意識を向上させ、公務におけるハラスメントの苦情相談に関する施策の充実を図ることを目的として、各機関において職員からハラスメントの相談を受ける職員を対象としたセミナーをオンライン方式により実施した。

同セミナーでは、公務における苦情相談の概要についての説明を行うとともに、カウンセラーの講師によるロールプレイを交えた講演を実施した。

実施日	参加者数
5.11.28	36機関 43名

(3) 幹部・管理職員ハラスメント防止研修

組織マネジメントの観点から、ハラスメントの防止、発生した場合等に自らが担う役割について意識及び理解の向上を促すことを目的として、管区機関等の課長級以上の職員を対象とした研修をオンライン方式により、講義とグループワークの二部制で実施した。

実施日	参加者数
(講義) 5.11.30	30 機関 35 名
(グループワーク) 6.1.15・24・30	
6.2.5・9	

(4) ハラスメント防止対策担当者実務研修

実務担当者に必要な行動様式を習得し、「問題解決のプロセス」の理解を深めさせ、問題解決技能や防止意識を高めることを目的として、管区機関等の係長級以上の職員のうち、ハラスメント実務担当者として概ね半年以上の経験を積んだ者を対象とした研修をオンライン方式により、講義とグループワークの二部制で実施した。

実施日	参加者数
(講義) 5.12.6	25機関 26名
(グループワーク) 6.2.7・13・21・28	
6.3.6	

5 災害補償実施状況監査

災害補償実施状況監査は、国家公務員災害補償法第2条及び第3条第4項並びに人事院規則16-0第4条及び同16-3第3条に基づき、各実施機関が行う補償及び福祉事業の実施状況について監査を行うとともに、不当事項等を発見したときは、その是正の指示その他必要な指導等を行うことにより、各実施機関における迅速かつ公正な補償の実施と適正な福祉事業の実施の確保を図ることを目的として実施している。

令和5年度の監査は、1機関を対象として公務上又は通勤による災害の認定、平均給与額の計算、各種補償の実施、各種福祉事業の実施、補償及び福祉事業の実施手続等の各項目について実施した。

VI 服務、倫理

職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないものとされるとともに、服務上各種の制限を課している。また、服務規律の保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

また、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、国家公務員倫理法が制定されている。

当事務局においては、これらの制度の周知徹底と運用の適正化を図るため、例年、次の説明会を実施している。

1 服務制度等説明会

各機関の服務制度担当者を対象に、服務、懲戒の各制度の理解を深め、服務関係業務の適正、適切な運用を確保することを目的とした説明会を実施しているところ、前年度に引き続き、資料の送付に代えることとした。

2 公務員倫理制度説明会

各機関の倫理制度担当者を対象に、倫理制度の理解を深め、倫理関係業務の適正、適切な運用を確保することを目的として、前年度に引き続き、オンライン方式により実施した。

実施日	参加者数
5.9.26	44機関 62名

VII 職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国家公務員法の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

法律で定める要件を満たした職員団体は、人事院に登録を申請することができ、登録された職員団体は、当局との交渉及び法人格の取得等について所定の取扱いを受けることができることとされている。

当事務局では、職員団体の登録事務を行うほか、職員団体からの勤務条件改善申入れについて会見を行い、その意見、要望等を聴取している。

1 職員団体の登録

管内の職員団体の登録状況は、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録が79件であった。

2 職員団体との会見

職員の勤務条件に関し、職員団体と会見を行うことを通じて、意見・要望等を聴き、施策に反映させることとしている。令和5年度は人事院勧告期、級別定数改定期及び春季統一要求期に管内の職員団体からの申入れを受けて、10団体と14回の会見を行った。

3 職員団体制度説明会

各機関の職員団体制度担当者を対象に、職員団体制度の理解を深め、職員団体関係業務の適正、適切な運用を確保することを目的とした説明会を実施しているところ、前年度に引き続き、資料の送付により代えることとした。

VIII 公平審査

1 公平審査

公平審査には、懲戒処分、分限処分など不利益についての審査請求、勤務条件に関する行政措置の要求、災害補償の実施に関する審査の申立て等及び給与の決定に関する審査の申立ての仕組みがある。

当事務局においては、これらの審査請求等があった場合、法律等に定められた手続に従い受付を行うほか、事案審理の業務を本院と分担し実施している。

(1) 不利益処分についての審査請求

不利益処分についての審査制度は、職員からその意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分又は懲戒処分を受けたとして審査請求があった場合に、人事院が、事案ごとに公平委員会を設置して審理を行わせ、公平委員会が作成した調書に基づき、処分の承認、修正又は取消しの判定を行うものである。

令和5年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは2件であり、その処理状況は、却下したもの1件、取り下げたものが1件となっており、1件が次年度に繰り越された（なお、管内において、1事案に対して受理及び却下したものが1つあった。そのため、却下されたものとして、「却下」に1件計上されると同時に、当該事案については、令和5年度中に処理が完了しなかったため、「繰り越し」に重複して計上されている。）。

(2) 勤務条件に関する行政措置の要求

行政措置要求の制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、人事院が必要な審査をした上で判定を行い、あるいはあつせん又はこれに準ずる方法で事案の解決に当たること、職員が勤務条件の改善と適正化を能動的に求めることを保障するものである。

令和5年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは2件、前年度から繰り越されたもの1件が係属し、その処理状況は、却下したもの2件、取り下げたものが1件となっており、1件が次年度に繰り越された（なお、管内において、1事案に対して受理及び却下したものが1つあった。そのため、却下されたものとして、「却下」に1件計上されると同時に、当該事案については、令和5年度中に処理が完了しなかったため、「繰り越し」に重複して計上されている。）。

(3) 災害補償の実施に関する審査の申立て及び福祉事業の運営に関する措置の申立て

災害補償の審査申立制度は、実施機関の行った公務上の災害又は通勤による災害の認定、治癒の認定、障害等級の決定その他補償の実施について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、また、福祉事業の措置申立制度は、福祉事業の運営について不服のある者から措置の申立てがあった場合に、それぞれ人事院が事案を災害補償審査委員会の審理に付した上で判定を行うものである。

令和5年度の管内に係る事案については、前年度から繰り越されたもの2件が係属し、その処理状況は、判定を行ったものが1件となっており、1件が次年度に繰り越された。

(4) 給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）について不服のある者から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものである。

令和5年度の管内に係る事案については、新たに受け付けたものは1件であり、その処理状況は、取下げたものが1件となった。

2 苦情相談

(1) 苦情相談件数

職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、その内容に応じた制度の説明や助言を行うとともに、必要に応じて事実関係等について調査等の対応を求めるなどの方法により適切な解決を図っている。

令和5年度に当事務局に寄せられた苦情相談件数は42件であった。

(2) 苦情相談に関する管区機関等連絡会議

各機関と人事院との連携、協力体制の充実を図り、各機関における苦情相談体制の整備に寄与することを目的として、管区機関、府県単位機関及び出先機関等の苦情相談業務を担当する課長を対象とした会議をオンライン方式により実施した（V4(1)の会議と合わせて実施）。

同会議では、令和4年度における苦情相談の概要及び苦情相談の今後の取組等についての説明を行うとともに、意見交換の場を設けた。

実施日	参加者数
5.11.28	19機関 19名

(3) 苦情相談員セミナー

苦情相談員としての意識を向上させ、公務における苦情相談に関する施策の充実を図ること及び各機関において苦情相談業務（セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントに関する苦情相談を含む。）を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を図ることを目的として、各機関において職員からの苦情相談を受ける職員を対象とした研修をオンライン方式により実施した（V4(2)のセミナーと合わせて実施）。

同研修では、公務における苦情相談の概要についての説明を行うとともに、カウンセラーの講師によるロールプレイを交えた講演を実施した。

実施日	参加者数
5.11.28	36機関 43名

IX 各界との意見交換等

当事務局では、人事行政を適正に運営していくため、各方面に公務員や公務員制度に対する率直な意見を聴取するとともに、公務への理解と信頼を得ることを目的として各界の有識者、企業経営者等と幅広く意見交換を行っている。

また、東北管内の管区機関等との意見交換なども通じ、人事行政の円滑かつ適正な運営を図っているところである。

1 公務員問題懇話会

人事院は、経済界、言論界、学界、労働界等の各地域の様々な分野の有識者に国家公務員の制度を説明し、理解してもらうとともに、国家公務員の人事行政をめぐる諸問題について率直な意見を伺うことを目的として、毎年、公務員問題懇話会を開催している。

東北管内においては、6月28日に仙台市で開催し、人事院総裁をはじめ幹部職員が出席して、人材の確保・育成や勤務環境の整備、適正な国家公務員給与の確保、人材マネジメントにおけるデータ活用などについて幅広く意見交換を行った。

なお、公務員問題懇話会は、仙台市のほか、水戸市、松江市でも開催した。



(懇話会の様子)

出席者 (五十音順(敬称略))

岩田 摩美子	フォレストアップ法律事務所 弁護士
大黒 雅弘	日本労働組合総連合会宮城県連合会会長
西井 英正	仙台経済同友会代表幹事 弘進ゴム株式会社取締役社長
藤本 雅彦	東北大学 総長特別補佐 大学院経済学研究科教授・地域イノベーション 研究センター長
古田 耕一	株式会社河北新報社論説委員会委員長

(人事院) 川本総裁、給与局次長、

企画法制課長、東北事務局長

2 管区長懇談会

人事管理に関する課題や関心事項について意見交換を行うとともに、各機関の実情等を聴取し、今後の人事行政を展開していくための参考とすることを目的として、6月28日に仙台市において、8機関の長の参加を得て、懇談会を開催した。

懇談会では、人事院総裁をはじめ幹部職員が出席して、人材の確保・育成や国家公務員の給与、定年の引上げなどについて意見交換を行った。

3 企業経営者等との意見交換

東北管内の各地域における経営環境、春季賃金改定の動向及び公務員給与の在り方等に関する意見を企業経営者や報道関係者から聴取するとともに、公務員制度や公務員給与について理解を得ることを目的に、青森市、大崎市、山形市及び会津若松市の4都市において、企業経営者6名、報道機関関係者2名を個別に訪問して意見交換を行った。

4 各府省管区機関等からの要望等

東北管内の管区機関等から、給与、勤務条件等の人事管理制度に関する意見・要望を聴取し、その内容を本院に伝えている。

令和5年度は計7件の意見・要望を受けた。

5 東北地区人事担当課長会議

東北管内の管区機関等の人事担当課長等を対象に、各機関との連絡・協力を密にし、人事行政全般の円滑な運営を図ることを目的として人事担当課長会議を実施した。

会議前半は「定年の段階的引上げについて」と題した講演を、後半は当事務局の令和4年度の業務実施状況及び令和5年度の実施計画についての説明を行った。

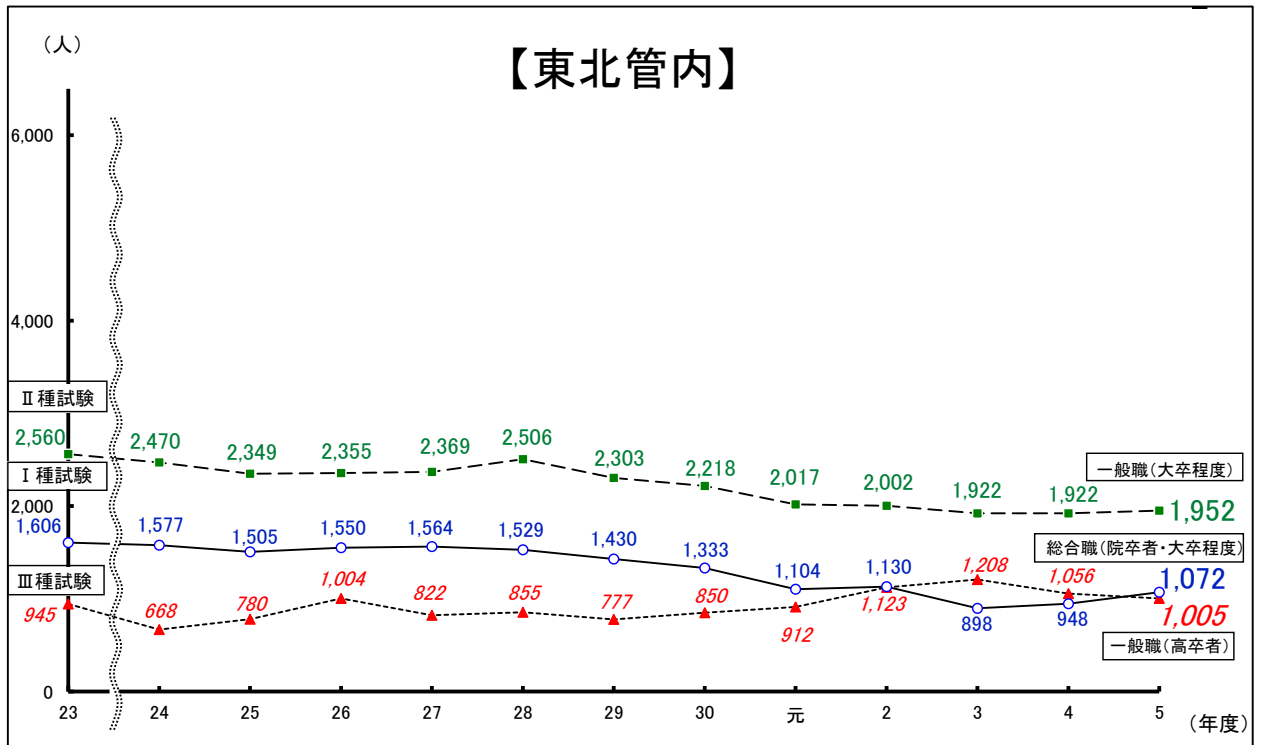
令和5年度は、対面方式で実施した。

実施日	参加者数
5. 4. 21	17機関 17名

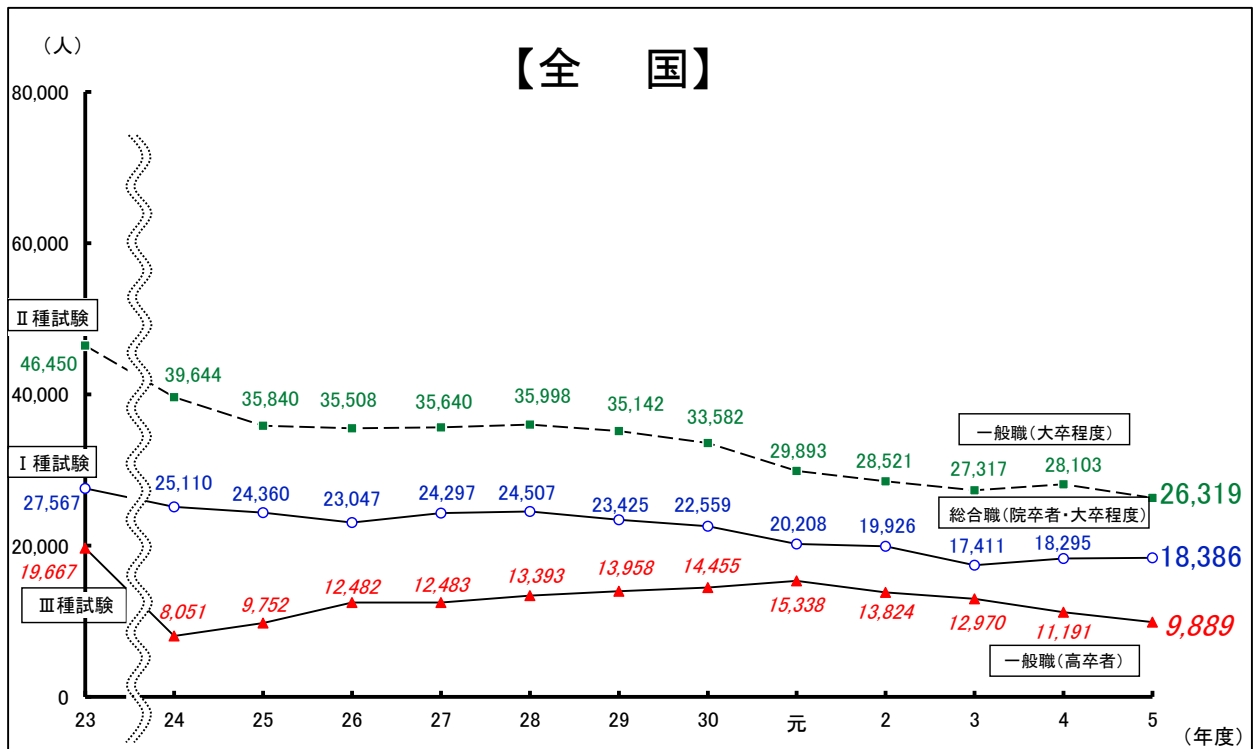
参 考 資 料

- 【参考資料1】 国家公務員採用試験申込者数の推移
- 【参考資料2】 令和5年度国家公務員採用試験実施結果
- 【参考資料3】 人事院の機構図
- 【参考資料4】 東北事務局の組織及び事務分掌

国家公務員採用試験申込者数（Ⅰ種・Ⅱ種・Ⅲ種（平成23年度まで）及び総合職・一般職（大卒程度・高卒者））の推移



(注) 1 Ⅰ種試験及び総合職試験は、東北管内での申込者数である。
 なお、令和5年度より、総合職試験（大卒程度試験）教養区分の東北管内での申込者数も含まれる。
 2 Ⅱ種試験・Ⅲ種試験及び一般職（大卒程度）試験・一般職（高卒者）試験の数は東北地域での採用を希望する申込者数であり、また、全国区分である技術系及び農学系の区分の東北管内での申込者数も含まれる。



令和5年度 国家公務員採用試験実施結果

試験の程度	試験の種類	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	最終合格者発表日	東北管内		全国			
						申込者数	最終合格者数	申込者数(A)	最終合格者数(B)	競争倍率(A/B)	
大学（大学院）卒業程度	総合職試験（院卒者試験）	3.1～3.20	4.9	5.7 (筆記) 5.22～5.31	6.8	91	39	1,486	667	2.2	
	総合職試験（大卒程度試験(教養区分を除く。))			5.7 (筆記) 5.15～5.31		875	70	12,886	1,360	9.5	
	総合職試験（大卒程度試験(教養区分)）	7.28～8.21	10.1	11.25・11.26	12.13	106	13	4,014	423	9.5	
	一般職試験（大卒程度試験）*	3.1～3.20	6.4	6.11	7.12～7.28	8.15	1,952	742	26,319	8,269	3.2
	皇宮護衛官（大卒程度試験）			7.11～7.19	22		1	856	59	14.5	
	法務省専門職員（人間科学）			7.3～7.6	150		45	1,990	472	4.2	
	財務専門官			7.3～7.6	213		34	2,986	560	5.3	
	国税専門官			6.30～7.14	633		117	14,093	3,274	4.3	
	食品衛生監視員			7.11～7.19				420	93	4.5	
	労働基準監督官			7.11～7.13	261		45	2,957	413	7.2	
	航空管制官			7.5 ※8.24・8.25	10.2		16	3	795	94	8.5
	海上保安官			7.11～7.19	8.15		18	4	529	82	6.5
小計								4,337	1,113	69,331	15,766
高等学校卒業程度	一般職試験（高卒者試験）*	6.19～6.28	9.3	10.11～10.20	11.14	1,005	310	9,889	3,407	2.9	
	一般職試験（社会人試験(係員級)）*					4	0	309	66	4.7	
	税務職員*					301	90	4,952	1,367	3.6	
	皇宮護衛官（高卒程度試験）	7.18～7.27	9.24	9.24	10.23～10.27	11.21	10	0	301	23	13.1
	刑務官*			9.17	10.19～10.25		165	75	3,797	1,026	3.7
	入国警備官			10.24～10.26	45		12	1,568	263	6.0	
	航空保安大学校学生			11.13～11.16	8		6	300	120	2.5	
	海上保安学校学生(特別)	3.1～3.8	5.14	6.7～6.28	7.28	236	52	3,837	1,225	3.1	
	海上保安学校学生	7.18～7.27	9.24	10.17～10.26 ※12.2～12.12	2024.1.18	124	38	3,140	665	4.7	
	海上保安大学校学生	8.24～9.4	10.28 10.29	12.15		19	8	364	101	3.6	
	気象大学校学生					10	4	289	58	5.0	
小計					1,927	595	28,746	8,321	3.5		
合計					6,264	1,708	98,077	24,087	4.1		

(注) 1 試験の種類には、上記のほか「経験者採用試験」がある。

2 ※印は、航空管制官採用試験の第3次試験及び海上保安学校学生採用試験の航空課程第3次試験の日程を示す。

3 「試験の種類」欄の*印の付いた試験における「東北管内」欄の人数は、東北地域での採用を希望する者(他事務局管内の試験地で受験を申し込んだ者を含む。)の数と、全国での採用である技術系及び農学系の区分において東北管内で受験を申し込んだ者の数の和である。

令和5年度 総合職試験及び一般職試験等の区別実施結果

○ 総合職試験(院卒者試験)

(単位：人、倍)

区分	東北管内				全国					
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
行政	18	(10)	13	(7)		314	(115)	164	(64)	1.9
人間科学	2	(2)	1	(1)		135	(88)	49	(34)	2.8
デジタル	3	(0)	0	(0)		62	(9)	22	(3)	2.8
工学	21	(8)	8	(3)		322	(64)	158	(27)	2.0
数理学・物理・地球科学	13	(3)	3	(0)		135	(21)	39	(2)	3.5
化学・生物・薬学	14	(4)	4	(2)		230	(88)	84	(30)	2.7
農業科学・水産	12	(2)	8	(1)		187	(81)	83	(41)	2.3
農業農村工学	1	(0)	1	(0)		20	(8)	11	(7)	1.8
森林・自然環境	7	(3)	1	(1)		81	(31)	57	(26)	1.4
計	91	(32)	39	(15)		1,486	(505)	667	(234)	2.2

(注) () 内は女性の内数。以下の表についても同じ。

○ 総合職試験(大卒程度試験)

(単位：人、倍)

区分	東北管内				全国					
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
政治・国際	57	(23)	4	(1)		1,308	(549)	211	(89)	6.2
法律	530	(256)	20	(7)		7,834	(3,649)	352	(136)	22.3
経済	55	(15)	8	(2)		1,071	(301)	142	(33)	7.5
人間科学	25	(16)	0	(0)		350	(236)	33	(19)	10.6
デジタル	5	(0)	1	(0)		153	(32)	49	(10)	3.1
工学	46	(6)	8	(2)		898	(161)	294	(56)	3.1
数理学・物理・地球科学	17	(4)	0	(0)		169	(38)	21	(6)	8.0
化学・生物・薬学	24	(10)	0	(0)		311	(137)	32	(9)	9.7
農業科学・水産	61	(32)	13	(3)		437	(191)	116	(52)	3.8
農業農村工学	35	(12)	11	(4)		146	(45)	55	(16)	2.7
森林・自然環境	20	(9)	5	(2)		209	(73)	55	(23)	3.8
小計	875	(383)	70	(21)		12,886	(5,412)	1,360	(449)	9.5
教養	106	(44)	13	(8)		4,014	(1,656)	423	(138)	9.5
合計	981	(427)	83	(29)		16,900	(7,068)	1,783	(587)	9.5

○ 一般職試験(大卒程度試験)

(単位：人、倍)

区分	東北管内				全国					
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
行政	1,602	(657)	594	(247)	2.7	22,316	(9,730)	6,476	(2,796)	3.4
デジタル・電気・電子	15	(3)	3	(0)		435	(64)	173	(27)	2.5
機械	25	(3)	9	(3)		240	(22)	116	(14)	2.1
土木	76	(13)	40	(7)		1,045	(226)	449	(100)	2.3
建築	9	(4)	2	(0)		163	(71)	54	(21)	3.0
物理	22	(7)	17	(6)		284	(64)	155	(31)	1.8
化学	35	(13)	14	(7)		491	(187)	210	(90)	2.3
農学	89	(45)	34	(16)		756	(343)	342	(161)	2.2
農業農村工学	47	(15)	14	(5)		184	(57)	71	(23)	2.6
林学	32	(13)	15	(5)		405	(146)	223	(73)	1.8
計	1,952	(773)	742	(296)		26,319	(10,910)	8,269	(3,336)	3.2

(注) 東北管内の「行政」区分欄は、東北地域での採用を希望する者の人数である。

○ 一般職試験(高卒者試験)

(単位：人、倍)

項目 区分	東北管内					全国				
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
事務	766	(356)	190	(95)	4.0	8,250	(3,425)	2,538	(1,149)	3.3
技術	172	(38)	90	(22)	1.9	1,219	(207)	657	(113)	1.9
農業	(注) 1 「農業」区分は休止中である。									
農業土木	33	(4)	15	(1)		254	(28)	135	(12)	1.9
林業	34	(7)	15	(4)		166	(28)	77	(15)	2.2
計	1,005	(405)	310	(122)		9,889	(3,688)	3,407	(1,289)	2.9

- (注) 1 東北管内の「事務」区分及び「技術」区分は、東北地域での採用を希望する者の人数である。
 2 「農業」区分は休止中である。
 3 「農業土木」区分及び「林業」区分は全国での採用である。

○ 一般職試験(社会人試験(係員級))

(単位：人、倍)

項目 区分	東北管内					全国				
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
事務	(注) 1 「事務」区分、「農業」区分及び「林業」区分は休止中である。									
技術						222	(28)	53	(7)	4.2
農業	(注) 2 「技術」区分は、北海道、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、沖縄区分のみの実施である。									
農業土木	4	(1)	0	(0)		87	(21)	13	(4)	6.7
林業	(注) 3 「農業土木」区分は、全国での採用である。									
計	4	(1)	0	(0)		309	(49)	66	(11)	4.7

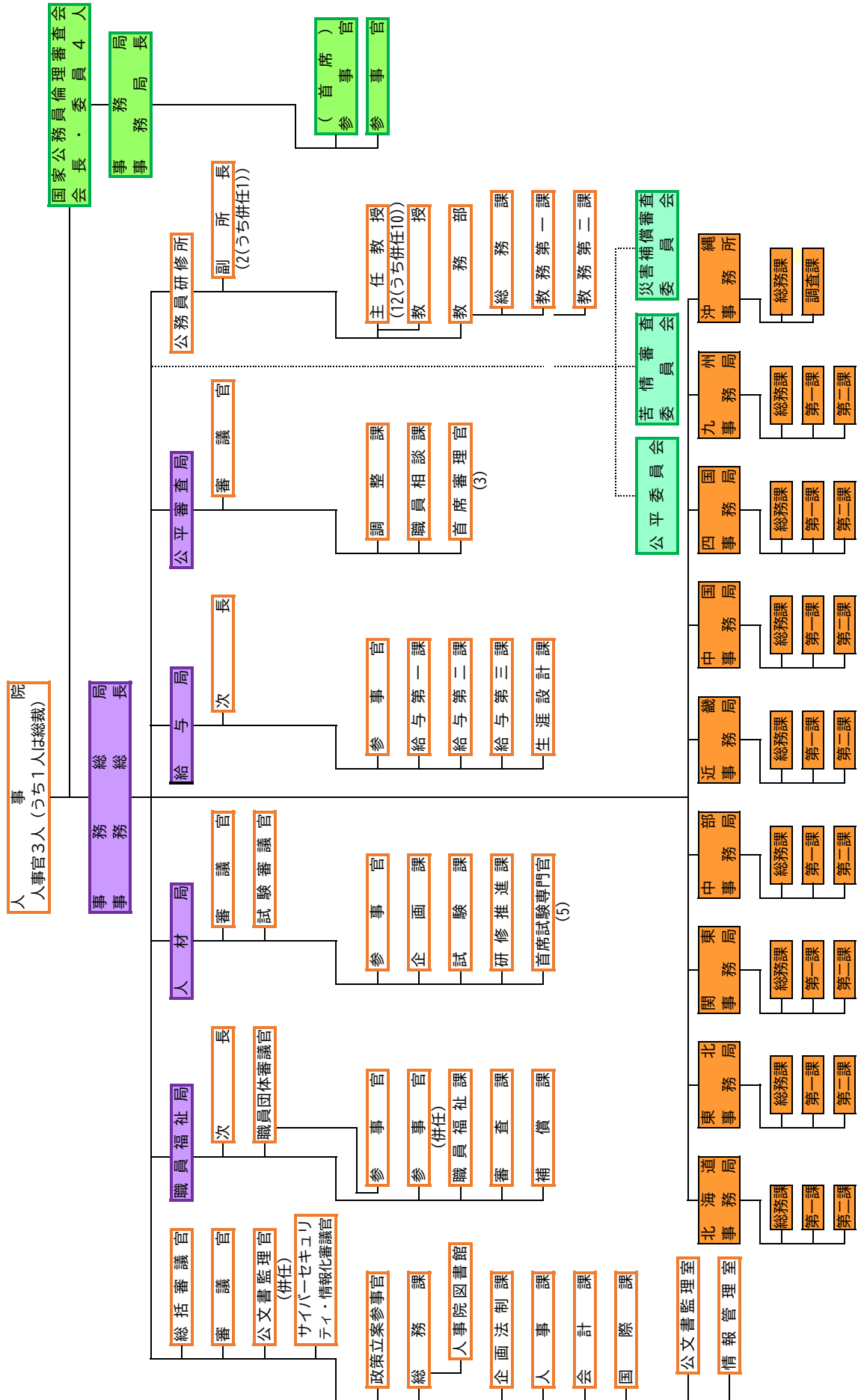
○ 税務職員採用試験(一般職試験(高卒者試験)と同時に実施されるもの)

(単位：人、倍)

項目 区分	東北管内					全国				
	申込者数		最終合格者数		競争倍率	申込者数		最終合格者数		競争倍率
税務	301	(131)	90	(43)	3.3	4,952	(1,634)	1,367	(554)	3.6
計	301	(131)	90	(43)	3.3	4,952	(1,634)	1,367	(554)	3.6

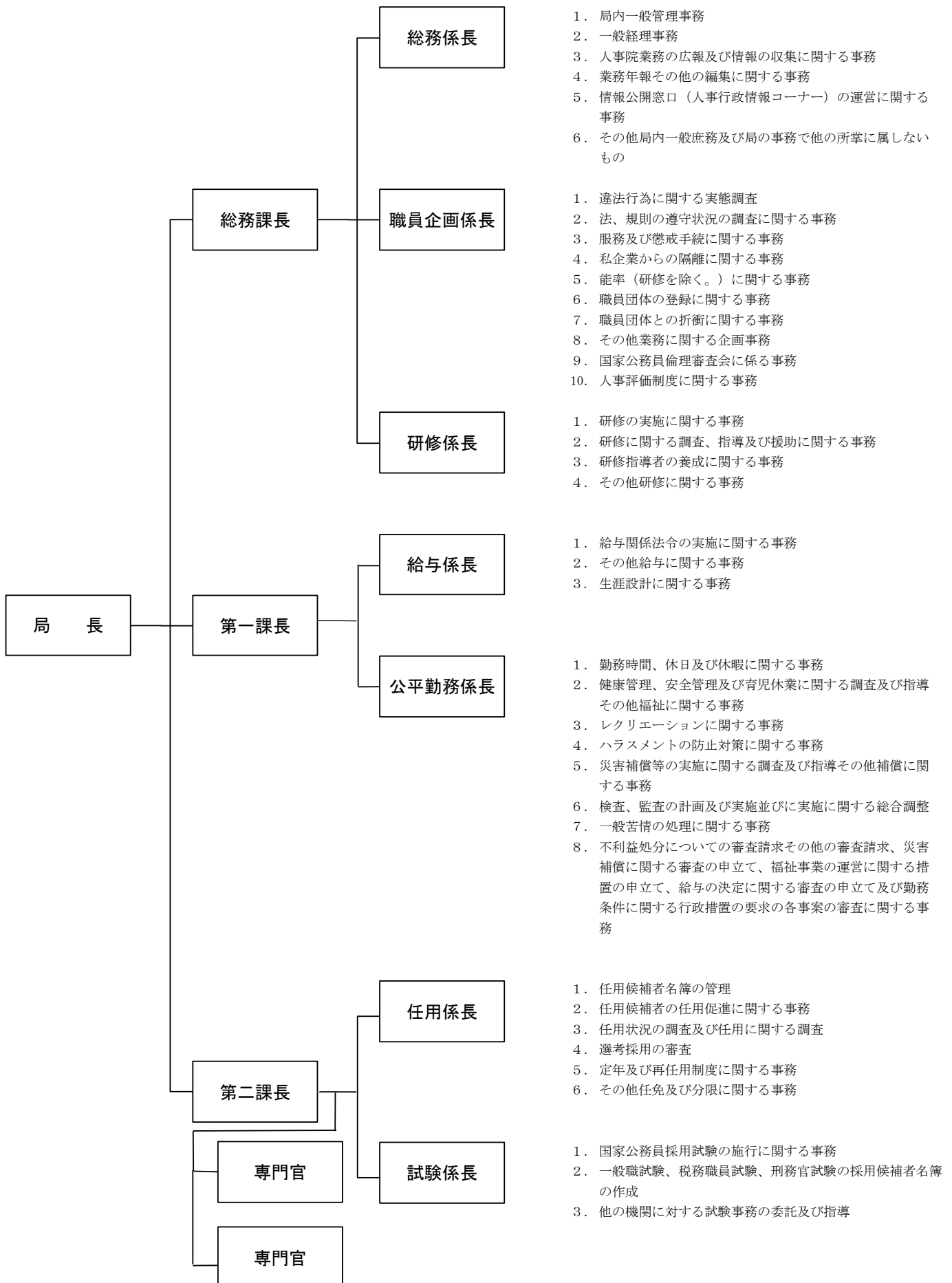
- (注) 東北管内の欄は、東北地域での採用を希望する者の人数である。

人事院の機構図（令和6年3月31日現在）



東北事務局の組織及び事務分掌

令和6年4月1日現在





人事院東北事務局

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23
仙台第2合同庁舎 5階

電 話	総務課	(022) 221-2001
	第一課	221-2002
	第二課	221-2022
F A X		(022) 267-5315